

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	市税等の徴収及び滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、市税等の徴収及び滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税等の徴収及び滞納管理に関する事務
②事務の概要	当該事務は、地方税法等の法律に従い行う、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税の徴収及び滞納管理に関する以下の事務を指す。 【滞納者の把握事務】 納税者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ、世帯情報、所得情報、資産情報、生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。 【督促催告事務】 納期限後、未納者等に対し、督促状や催告書を発送して納付を促す。 【納付交渉】 ①未納者等に対し、文書や電話等により納付の交渉を行う。 ②納付交渉を行った結果を経過記録として管理する。 【実態調査・財産調査事務】 滞納処分に必要な情報の取得や支払能力を把握するため、他機関に実態調査を行う。 【滞納処分事務】 督促状や催告書による納付催告を行っても納付に応じない場合、財産調査の結果を受けて差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。 【滞納処分停止事務】 実態調査及び財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に滞納処分の停止又は即時消滅を行う。 【猶予事務】 滞納者からの申請、交渉、実態調査等により納付ができないと判断した場合、納付の猶予を行う。 【不納欠損事務】 滞納整理の結果、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅、又は時効による不納欠損処理を行う。 ＜特定個人情報の利用について＞ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」に従い、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。 ②宛名システムより、住登外者の個人番号を入力する。 II. 個人番号の利用 本人確認（申請書の内容確認など）の際、システムに登録されている個人番号を本人特定手段として利用する。 III. 情報提供ネットワークシステムでの情報提供及び照会 現時点では予定していない。
③システムの名称	滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）」に関する事務」となっている項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部 税務課	
②所属長の役職名	市民生活部 税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民生活部 税務課 TEL 079-672-6119	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数可	平成28年3月30日	平成30年4月1日	事後	見直し
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数可	平成28年3月30日	平成30年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民文化部 税務課	市民生活部 税務課	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民文化部 税務課長	市民生活部 税務課長	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 総務部 総務課 TEL 079-672-6115(直通)	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民文化部 税務課 TEL 079-672-6119(直通)	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民生活部 税務課 TEL 079-672-6119	事後	見直し
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、 下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務」となっている項	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、 下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務」となっている項	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し